

平成18年 3月22日

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 御中

全 国 銀 行 協 会

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」(案)に対する  
意見の提出について

平成18年 2月20日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を、別紙のと  
おり提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令等」(案)に対する意見

全国銀行協会

項目(関係条文)	意見/確認事項
金銭債権と預金等との誤認防止 (銀行法施行規則の一部改正(案)第13条の5第5項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第13条の5第5項に掲げられている通貨オプション・NDF等の金融先物取引等、スワップ・オプション等のデリバティブ取引は、取引の性格上明らかに預金と異なることが通常であることから、商品説明の中で取引内容を詳細に説明することにより預金誤認を防止する目的は達せられるものと考えられる。</li> <li>また、知識・経験の豊富な顧客や金融商品販売法上の特定顧客等、十分な理解力のある顧客については、都度説明を要することとすると、取引ニーズへの円滑な対応の面で却って問題が生じる可能性もある。</li> <li>以上を踏まえ、例えば「銀行は、次の各号に掲げる取引を行う場合については、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、第2項各号に掲げる事項の説明その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。」とすることにより、第5項に掲げられている取引の全てについて、全ての顧客に対して、第2項の事項を明示的に説明することは必須としない内容にしていきたい。</li> <li>仮に、こうした商品の説明資料の中に「預金等ではない」「預金保険の対象ではない」等の文言を全て挿入すると、4月の施行に向けた実務的な負担は甚大。</li> </ul>
金銭債権と預金等との誤認防止 (同第13条の5第5項(第34条の45))	<ul style="list-style-type: none"> <li>第13条の5第2項第3号(元本返済は保証されない)の説明を行う場合、通貨オプション・NDF等の金融先物取引等、スワップ・オプション等のデリバティブ取引については、返済を予定している元本というものは存在しない(通貨スワップは元本の受払があるが、それもあくまでも元本の交換であり返済ではない)が、どのように考えればよいか。</li> <li>金融商品販売法の「元本欠損が生ずるおそれ」と同義と考え、取引により顧客が受取る合計金額が、顧客が支払う合計金額を下回る可能性があることを説明することでよいか。</li> </ul>
金銭債権と預金等との誤認防止 (同第13条の5第5項(第34条の45))	<ul style="list-style-type: none"> <li>第13条の5第2項第4号(契約主体)の説明を行う場合、通貨オプション・NDF等の金融先物取引等、スワップ・オプション等のデリバティブ取引については、商品説明書の中で文章または図を用いて示すことにより、顧客が取引の相手方を理解できるようになっていけばよいか。</li> </ul>
金銭債権と預金等との誤認防止 (同第13条の5第5項(第34条の45))	<ul style="list-style-type: none"> <li>第13条の5第2項第5号(その他誤認防止に関し参考となる事項)について、特に想定している例はあるか。</li> </ul>
委託業務の適確な遂行を確保するための措置 (同第13条の6の8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現契約内容の変更等を行う場合等、諸条件を充足するためには、相応の時間を要する可能性があると考えられることから、一定の猶予期間を認めてほしい。</li> </ul>
銀行の業務に係る禁止行為 (同第14条の11の3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該規定が抽象的且つ包括的であるため、説明義務の範囲が不明確であり、許される行為と許されない行為の区別が困難である結果、銀行の業務遂行に対し萎縮的効果を及ぼす可能性が高い。また、銀行法施行規則案第14条の11の3において記載された「重要なもの」と同規則案第13条の7において記載された「重要な事項」の差異が不明瞭。</li> <li>証券取引法第42条及び証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第1項に定める証券業務に関する証券会社の禁止行為にも、「重要事項の告知の不作為」は含まれていない。</li> <li>以上のことから、以下の通り修文してほしい。            「顧客に対し、銀行が営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について説明を行わず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為」</li> </ul>

項目〔関係条文〕	意見／確認事項
法第 16 条の 3 第 1 項の規定が適用されないこととなる事由 〔同第 17 条の 6 第 1 項第 11 号、同条第 3 項〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>「やむを得ない事由」として、どのような場合を想定しているのか。例えば、銀行が保有する優先株について、銀行の請求により普通株へ転換する場合も、これに含まれるという理解でよいか。</li> </ul>
銀行議決権保有届出書の提出等 〔同第 34 条の 2 第 2 項第 1 号〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>「十五日から五日を経過した日(当該日が銀行議決権大量保有者となった日から一月を経過した日)」とは、どのような日を意味しているのか。</li> </ul>
許可申請書のその他の添付書類 〔同第 34 条の 34 第 14 号〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>添付書類として、銀行代理業を営む営業所又は事務所の付近見取り図及び防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む間取図を提出することとされているが、防犯・警備状況については、金銭、有価証券の取扱いの有無、預金・貸付の代理・媒介等の業務の態様に応じて必要とされる犯罪防止措置で足りる、との理解で良いか。</li> </ul>
許可申請書のその他の添付書類 〔同第 34 条の 34 第 14 号〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>「当該営業所又は当該事務所で営む銀行代理業の業務運営を指揮する所属銀行の営業所」とあるが、所属銀行において定める、銀行代理業全体に関する統括部署の名称を記載する、ということも可能か。</li> </ul>
許可申請書のその他の添付書類 〔同第 34 条の 34 第 15 号〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>添付書類として銀行代理業に係る業務を定めた定款、または事業目的への追加に係る株主総会の議事録を提出することとされているが、定款上は「銀行代理業」と規定されていることを要せず、例えば、「金融関連業」等の規定で足りる、との理解で良いか。</li> <li>上場企業が株主総会で定款を変更するとすると、通常、最長で 1 年を要し、その間、銀行代理業の申請が困難となる。</li> </ul>
委託契約書の案の記載事項 〔同第 34 条の 35 第 1 項第 4 号〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融監督庁告示第 10 号第 1 条第 4 項ホにより禁じられている代理店の施設外営業の禁止は、施行規則の「委託契約書の案に記載すべき事項」の改正により解除(当該規制の廃止)される、との理解で良いか。</li> </ul>
銀行代理業の許可の審査 〔同第 34 条の 37 第 3 号口(1)、第 6 号八〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>「保険会社その他金融庁長官が定めるものである場合」として、具体的にどのような者を想定しているのか。</li> </ul>
銀行代理業の許可の審査 〔同第 34 条の 37 第 3 号〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社は口(1)については適用対象外となっているが、業として営業貸付や契約者貸付を行っている実態に鑑み、上限金額が 10 百万円超の規格化された貸付商品を取り扱う場合、並びに規格化された貸付商品以外を取り扱う場合についても、業務従事歴 3 年を定めた規定の適用対象外とすべき。</li> </ul>
オンライン処理等の体制整備 〔同第 34 条の 37 第 3 号八〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>預金・為替取引の代理業務を銀行代理業者が行う場合、所属銀行との間で求められるオンライン処理の体制整備は必ずしもリアルタイムの処理を意味するものではなく、顧客の理解等を得ることを前提に、例えば、1 日の実績をバッチ処理等により対応しても問題ないと考えてよいか。</li> </ul>
銀行代理業に関する帳簿書類 〔同第 34 条の 58〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>作成・保存を義務付けられている「総勘定元帳」「銀行代理勘定元帳」「銀行代理業に係る顧客に対して行った法第 2 条第 14 項各号に規定する契約の締結の媒介の内容を記録した書類」とは、具体的にどのような内容のものか。代理業者自身が勘定処理を行わない場合、勘定元帳の作成は不要、という理解で良いか。</li> </ul>
銀行代理業に関する報告書の様式等 〔同第 34 条の 59〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>復代理の場合、銀行代理業再委託者がとりまとめの上、報告を行うことも可能、との理解で良いか。</li> </ul>

以上